

2. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

当社は輸送の安全の確保を最優先課題と捉え、その方向性を明確に示すため「安全方針」や「行動規範」、「防災の基本方針」を掲げ、経営トップが主体的に関わり、全社員が一丸となって輸送の安全の確保に取り組んでいます。

2.1 安全方針

法令・規程の遵守に基づいた安全最優先の原則ならびに安全を確保する体制の継続的な改善に努めるとともに、「安心」「信頼」される鉄道であり続けるため、「安全方針」を定めています。

私たちは輸送の安全を最優先とした行動と法令・規程の遵守を確実に実践します。
安全施策の継続的な改善により、安全で安定した輸送サービスを提供し、
お客様が安心・信頼できる鉄道を構築します。

2.2 防災の基本方針

大規模な自然災害の発生時において被害の軽減、拡大防止および迅速な復旧体制を構築するため、「防災の基本方針」を定めています。

- 平時から防災・減災のための行動・取組に最善を尽くす
- 災害前より、お客様に適時・適切な情報を発信する
- お客様や従業員等の人命を最優先に行動・救助する
- 運転再開・鉄軌道事業継続に向け、安全確認を尽くす

2.3 輸送の安全に係る行動規範

当社では、安全方針に基づき社員の行動指針として、輸送の安全に係る「行動規範」を定めています。

- 安全輸送の確保
協力一致して事故・災害等の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- 法令・規程の遵守
輸送の安全に関する法令及び関連する規程（安全管理規程を含む。）を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実且つ、正確に守らなければならない。
- 運転状況の熟知・設備の安全
自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。
- 確認励行・安全最優先
作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- 人命尊重
事故・災害等が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- 正確迅速な情報伝達
作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故・災害等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。
- 継続的な改善・変革
常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。